

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
日発技研株式会社(島根県松江市灘町1-43)[1000026533]
2. 資格登録停止措置の期間
令和4年6月2日 ~ 令和4年9月1日(3ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、「中央自動車道 与瀬第一橋(下部工)拡幅詳細設計」(八王子支社発注)において、契約書に定める完了期日を徒過し、催告の期日までに業務を完了することができず契約解除に至った。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、催告の期日までに業務を完了することができず契約解除に至ったことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)